

部活動指導方針

1 指導方針

- (1) 学校教育の一環として、教育課程との関連を図りながら、心技体の育成と安全な指導に努める。
- (2) 部活動を通して、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養を図る。
- (3) 生徒相互、生徒と教師の人間関係を大切に、保護者の理解を得ながら協力し合える集団の育成を図る。

2 開設部活動名

(1) 常設部

野球、バスケットボール、バレーボール、ソフトテニス、卓球 剣道、サッカー、陸上競技、ホッケー、バドミントン、吹奏楽 美術、パソコン

(2) 特設部

陸上、水泳、駅伝、合唱

3 日程（予定）

4月第1回職員会議	開設部活動案
第2回職員会議終了後	第1回部活動顧問会
4月 初旬	生徒会対面式（活動内容、顧問教師紹介） 部活動入部届（外部クラブ所属証明書）配布
4月 中旬	1年生仮入部期間（活動時間は17:30までとするが、入部届が提出された1年生は2・3年生と同様に活動してもよいものとする。その際は、本人・保護者の意思を尊重すること。）
4月 下旬	部活動結成
5月 上旬	生徒会総会で活動内容の承認
9月 下旬	第2回部活動顧問会
12月 中旬	生徒会総会で活動内容の報告
1月上旬	第3回部活動顧問会

4 活動日・時間

- (1) 月～金曜日の中で1日部活動中止の日（ノー部活動デー）を設ける。
- (2) 土曜、日曜日のいずれかの1日を休養日として設ける。
ただし、大会等で土・日両日活動を行う場合は、月曜日を休養日とする。
※ 中体連総合大会2週間前においては、その限りではない。
- (3) 平日は、1年間を通して18時活動終了、18時15分完全下校とし、延長は認めない。
※「完全下校」とは、
○屋外の部は、活動していた場所から離れて下校すること。
○屋内の部は、校舎から出て下校すること。
○体育館の部は、体育館から出て下校すること。

- (4) 平日の部活動終了後スクールバスを待つ生徒は、北校舎1階「技術室」で待機することとし、バス待ちをする生徒が所属する部活動顧問が監督する。ただし、複数の部が待機する場合には、各部活動顧問が相談し、最低1名教員が監督すればよい。
- (5) 長期休業中は、大会やコンクール等の出場を除き、週休日（土・日）及び祝日、閉庁日については、練習を行わない。
- (6) 土日、長期休業中の活動時間は3時間を基本とする。

5 その他

- (1) 活動全般に関すること
 - ① 職員室前廊下にあるホワイトボードを利用し、部員に活動内容や場所を明確に指示し、活動内容の徹底を図る。
 - ② 顧問教師が休暇、出張その他で不在のときは、代理者を依頼し、依頼できない場合は活動を休止する。
 - ③ 顧問はできるだけ部活動指導に参加し、活動状況を把握できるよう努力する。また、練習終了後は各顧問が部員の下校を確認し、使用箇所の最終点検（施錠）を必ず行う。職員会議等の時は、基本的に部活動中止となる。
 - ④ 休業日（日曜・週休日・祝日）の登校時の服装は、制服またはジャージ等・ユニフォームとする。
 - ⑤ 顧問は雷鳴その他危険が予知される場合は、直ちに活動を中止し、安全な場所に避難させること。
 - ⑥ 休業日部活動参加時に新たに自転車使用を申請する際は、担任または部活動顧問に相談し、その後生徒指導委員会で承認を受け、自転車使用を許可する。
 - ⑦ 顧問は月毎に活動計画表を作成、起案し、生徒に配布する。
 - ⑧ 活動終了時間を厳守し、一斉に下校させる。
- (2) 早朝練習・休止等に関すること
 - ① 早朝練習は、特設部に限り、校長・教頭の承認を得て、保護者の許可を得れば活動を認める。その際、活動生徒の名簿を全職員に配布する。練習する場合の開始時刻は午前7時以降とする。
 - ② 定期テスト（中間テスト・期末テスト）においては、特別の事情がない限り、テスト3日前よりテスト前日まで、すべての部活動を休止する。
 - ③ 部活動中止日（毎月職員会議の日、ノー部活動デー）の趣旨を理解し、徹底する。
- (3) その他
 - 休日・週休日に2時間以上の部活動指導をした際には、部活動業務届を事務室に提出すること。

6 対外試合・コンクール等の参加

- (1) 平日の対外試合・コンクールは、原則として中体連主催の大会及び福島県小中学校音楽祭のみとする。協会・連盟主催の大会・コンクールへの参加は、校長の許可を得ること。その際の服装は、制服またはジャージ等・ユニフォームで参加する。
- (2) 大会・練習試合等の計画書は、1週間前を目安に作成、起案する。
- (3) 部員数の減少により、他校との複数合同チームでの大会参加を希望する場合は運営委員会において検討し、校長の許可を得ること。
- (4) 他部活動部員を大会等に参加させる場合は、大会に出場させる顧問が承諾書を作成し、校長・保護者・本人からの承諾を得ること。（押印または自署）
- (5) 対外試合等で生徒送迎を保護者会で行う際は、部活動顧問は同乗者保険の加入がされているか確認をすること。（同乗者保険未加入者の使用は認めない）